# 日蓮大聖人御書全集

## 転重軽受法門

てんじゅうきょうじゅほうもん

新版
1356
〜
1358

# 転重軽受法門（てんじゅうきょうじゅほうもん）

文永（ぶんえい）8年（ねん）（'71）10月（がつ）5日（にち）　50歳（さい）

大田乗明（おおたじょうみょう）・曽谷教信（そがきょうしん）・金原法橋（かなばらほっきょう）

修利般特（しゅりはんどく）と申（もう）すは兄弟（きょうだい）二人（ふたり）なり。一人（ひとり）もありしかば、すりはんどくと申（もう）すなり。各々（おのおの）三人（さんにん）は、またかくのごとし。一人（ひとり）来（きた）らせ給（たま）えば、三人（さんにん）と存（ぞん）じ候（そうろう）なり。

涅槃経（ねはんぎょう）に転重軽受（てんじゅうきょうじゅ）と申（もう）す法門（ほうもん）あり。先業（せんごう）の重（おも）き今生（こんじょう）につきずして、未来（みらい）に地獄（じごく）の苦（く）を受（う）くべきが、今生（こんじょう）にかかる重苦（じゅうく）に値（あ）い候（そうら）えば、地獄（じごく）の苦（くる）しみぱっときえ消（し）て死（し）に候（そうら）え

ば、人天・三乗・一乗の益をうること候。

不軽菩薩の悪口・罵詈せられ杖木・瓦礫をかぼるも、ゆえなきにはあらず。過去の誹謗正法のゆえかとみえて、「その罪は畢え已わって」と説かれて候は、不軽菩薩の難に値うゆえに過去の罪の滅するかとみえはんべり〈これ一〉。

また付法蔵の二十五人は、仏をのぞきたてまつりては、皆、仏のかねて記しおき給える権者なり。その中、第十四の提婆菩薩は外道にころされ、第二十五の師子尊者は壇弥栗王に頸を刎ねられ、その外、仏陀蜜多・竜樹菩薩なんど

も多くの難にあえり。また難なくして、王法に御帰依いみじくて、法をひろめたる人も候。これは、世に悪国・善国有り、法に摂受・折伏あるゆえかとみえはんべる。正像なおかくのごとし。中国またしかなり。これは辺土なり。末法の始めなり。かかる事あるべしとは、先におもいさだめぬ。期をこそまち候いつれ〈これ二〉。

この上の法門は、いにしえ申しおき候いき。めずらしからず。

円教の六即の位に観行即と申すは、「行ずるところは

言うところのごとく、言うところは行ずるところのごとし」と云々。理即・名字の人は、円人なれども、言のみありて真なることかたし。例せば、外典の三墳五典等は、読む人かずをしらず、かれがごとくに世をおさめふれまうこと千万が一もかたし。されば、世のおさまることもまたかたし。

法華経は紙付きに音をあげてよめども、彼の経文のごとくふれまうことはかたく候か。譬喩品に云わく「経を読誦し書持することあらん者を見て、軽賤憎嫉して、結恨

を懐かん」。法師品に云わく「如来の現に在すすらなお怨嫉多し。いわんや滅度して後をや」。勧持品に云わく「刀杖を加う乃至しばしば擯出せられん」。安楽行品に云わく「一切世間に怨多くして信じ難し」。

これらは経文には候えども、いずれの世にかかるべしともしられず。過去の不軽菩薩・覚徳比丘なんどこそ、身にあたりてよみまいらせて候いけるとみえはんべれ。現在には、正像二千年はさておきぬ、末法に入っては、この日本国には当時は日蓮一人みえ候か。昔の悪王の御時、多く

の聖僧の難に値い候いけるには、また所従・眷属等、弟子檀那等、いくそばくかなげき候いけんと、今をもちておしはかり候。

今、日蓮、法華経一部よみて候。一句一偈になお受記をかぼれり。いかにいわんや一部をやと、いよいよたのもし。ただ、おおけなく国土までとこそおもいて候えども、我と用いられぬ世なれば、力及ばず。しげきゆえにとどめ候。

恐々謹言。

文永八年辛未十月五日

日蓮　花押

おおたさえもんのじょうどの
大田左衛門尉殿
そやにゅうどうどの
蘇谷入道殿
かなはらほっきょうごぼう
金原法橋御房
ごへんじ
御返事